

# 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 在宅の重症心身障害児(者)の療育指導相談事業及び一般児童の福祉増進に関する相談事業

(ロ) 障害福祉サービス事業の経営

(ハ) 障害児通所支援事業の経営

(ニ) 特定相談支援事業の経営

(ホ) 障害児相談支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害児・者、子育て世代、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都世田谷区三宿2丁目30番9号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員1名、事務局員1名の合計3名で構成する。

- 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
  - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議を行う場合は外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
  - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、1人当たり1回15,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 副理事長を必要に応じて1名及び常務理事3名以内を置く。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行する。副理事長は理事長を補佐する。常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 名誉理事長及び顧問

(名誉理事長及び顧問)

第24条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

2. 名誉理事長及び顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

## 第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長はその都度理事の互選で定める。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第7章 会員

(会員)

第30条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

ア. 東京都世田谷区三宿2丁目380番地2、同番地26所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付3階建本部建物

1棟(延1,334.08平方メートル)

イ. 栃木県足利市大沼田字中根615番外所在の重症心身障害児施設あしかがの森足利病院の建物 別紙1のとおり

(2) 土地

ア. 東京都世田谷区三宿2丁目380番2所在の本部敷地 1筆(491.47平方メートル)

イ. 東京都世田谷区三宿2丁目380番11所在の本部敷地 1筆(1.81平方メートル)

ウ. 東京都世田谷区三宿2丁目380番26所在の本部敷地 1筆(44.62平方メートル)

エ. 東京都世田谷区三宿2丁目383番8所在の本部敷地 1筆(6.61平方メートル)

オ. 栃木県足利市大沼田字中根615番外所在の重症心身障害児施設あしかがの森足利病院の土地 別紙2のとおり

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 緊急一時保護事業
- (3) 品川区重症心身障害児レスパイト事業
- (4) 大田区地域支援事業
- (5) 小児慢性疾患及び筋・神経難病疾患の医療事業
- (6) 重症心身障害児等の医療事業
- (7) 在宅重症心身障害児(者)訪問看護事業
- (8) おもちゃライブラリー事業
- (9) 重症心身障害児(者)の療育思想の指導誌及び印刷物の発行その他による普及徹底
- (10) 重症心身障害児(者)に関する調査研究
- (11) 重症心身障害児(者)の問題に関する連絡調整

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第10章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第11章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可(社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 第12章 公告の方法その他



(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款にもとづき役員の選任を行うものとする。

### 設立当初の役員名簿

会 長	北 浦 貞 夫
副 会 長	丹 羽 正 治
副 会 長	千 田 康 夫
副 会 長	後 町 容 人
常務理事	北 浦 雅 子
常務理事	河 合 正 男
常務理事	佐 藤 力
理 事	上 原 昇
理 事	佐 藤 初
理 事	木 村 幸 成
理 事	宮 地 幸 子
理 事	竹 中 静 枝
理 事	小 林 浩 一
理 事	加 藤 丈 次
監 事	内 藤 雅 喜
監 事	須 永 金太郎

2. 平成4年3月25日付定款変更認可申請に伴い増員される役員及び評議員の任期は、定款第10条及び第17条の規定にかかわらず、平成6年4月27日までとする。
3. 平成16年5月10日付定款変更許可申請に伴い増員される役員及び評議員の任期は、定款第7条及び第19条の規程にかかわらず、平成18年4月27日までとする。
4. 平成26年7月15日付定款変更許可申請に伴い増員される役員及び評議員の任期は、定款第7条及び第19条の規程にかかわらず、平成28年5月30日までとする。
5. 令和2年12月14日付定款変更許可申請に伴う変更後の定款は、厚生労働大臣の許可の日以降の定時評議員会の翌日から施行する。

## 定款変更の経過書

認可

認可者 厚生大臣 鈴木 善幸  
認可番号 厚生省収児第236号  
認可年月日 昭和41年4月16日

一部変更認可

認可者 厚生大臣 斎藤 昇  
認可番号 厚生省収児第739号  
認可年月日 昭和44年12月10日

認可者 厚生大臣 野呂 恭一  
認可番号 厚生省収児第70号  
認可年月日 昭和55年2月5日

認可者 厚生大臣 斎藤 十朗  
認可番号 厚生省収児第804号  
認可年月日 昭和61年11月11日

認可者 厚生大臣 津島 雄二  
認可番号 厚生省収児第50号  
認可年月日 平成2年3月23日

認可者 厚生大臣臨時代理  
国務大臣 中村 正三郎  
認可番号 厚生省収児第185号  
認可年月日 平成4年5月6日

認可者 厚生大臣 井出 正一  
認可番号 厚生省収児第184号  
認可年月日 平成7年6月2日

認可者 厚生大臣 津島 雄二  
認可番号 厚生省障第408号  
認可年月日 平成12年10月19日

認可者 厚生労働大臣 坂口 力  
認可番号 厚生労働省発障第0613003号  
認可年月日 平成15年6月13日

認可者 厚生労働大臣 坂口 力  
認可番号 厚生労働省発障第0730003号  
認可年月日 平成16年7月30日

認 可 者	厚生労働大臣 川崎 二郎
認 可 番 号	厚生労働省発障第0816001号
認 可 年 月 日	平成18年8月16日
認 可 者	厚生労働大臣 舛添 要一
認 可 番 号	厚生労働省発障第0920004号
認 可 年 月 日	平成19年9月20日
認 可 者	厚生労働大臣 舛添 要一
認 可 番 号	厚生労働省発障第0708002号
認 可 年 月 日	平成20年7月8日
認 可 者	厚生労働大臣 長妻 昭
認 可 番 号	厚生労働省発障第0208第21号
認 可 年 月 日	平成22年2月8日
認 可 者	厚生労働大臣 小宮山 洋子
認 可 番 号	厚生労働省発障第0319第4号
認 可 年 月 日	平成24年3月19日
認 可 者	厚生労働大臣 三井 辨雄
認 可 番 号	厚生労働省発障第1112第3号
認 可 年 月 日	平成24年11月12日
認 可 者	厚生労働大臣 田村 憲久
認 可 番 号	厚生労働省発障第0924第2号
認 可 年 月 日	平成25年9月24日
認 可 者	厚生労働大臣 塩崎 恭久
認 可 番 号	厚生労働省発障第0926第4号
認 可 年 月 日	平成26年9月26日
認 可 者	厚生労働大臣 塩崎 恭久
認 可 番 号	厚生労働省発障第0125第1号
認 可 年 月 日	平成28年1月25日
認 可 者	厚生労働大臣 塩崎 恭久
認 可 番 号	厚生労働省発障第0315第4号
認 可 年 月 日	平成29年3月15日（平成29年4月1日施行）
認 可 者	厚生労働大臣 根本 匠
認 可 番 号	厚生労働省発障第0329第29号
認 可 年 月 日	平成31年3月29日
認 可 者	厚生労働大臣 田村 憲久
認 可 番 号	厚生労働省発障第0415第1号
認 可 年 月 日	令和3年4月15日

(別紙1)

## 《基本財産》

栃木県足利市大沼田町字中根615番外 所在の 重症心身障害児施設あしかがの森 足利病院 の建物

No.	所在地	家屋番号	面積(m <sup>2</sup> )	用途	構造	符号種類
1	字中根 615 番地・ 619 番地 3・1933 番地 1・1979 番地 2・1981 番地 1・ 1982 番地 4・1992 番地 3・1993 番地 3・615 番地先 字猿越路 1890 番 地・1894 番地 1・ 1896 番地 1、1890 番地先 字坂本 1920 番地 1 字表ヶ入 1886 番地 1 字鷹巣 611 番地 1 字	615 番	1,351.93	病院	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	主たる建物
2		〃	708.40	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 2
3		〃	909.66	作業所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 6
4		〃	34.05	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 10
5		〃	19.26	〃	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 11
6		〃	20.74	機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 12
7		〃	41.40	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 13
8		〃	10.58	便所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 15
9		〃	35.88	物置	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 16
10		〃	10.54	〃	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 17
11		〃	77.22	作業所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	符号 18
12		〃	81.36	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 19
13		〃	25.49	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 20
14		〃	72.75	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 21
15		〃	47.47	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 22
16		〃	18.45	〃	軽量鉄骨造スレート葺平家建	符号 23
17		〃	124.80	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 24
18		〃	6.46	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 25
19	〃	〃	1,448.25	病院	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	符号 27
			1,448.25			
			1,018.85			
20	〃	20.09	機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 28	
21	〃	〃	1,468.36	病院	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	符号 29
			1,426.97			
22	〃	174.96	作業所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	符号 30	
23	〃	〃	684.20	作業所・ 休憩所	鉄骨造陸屋根 2 階建	符号 31
			400.00			
24	字鷹巣 606 番地	606 番の 1	197.80	宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	共同住宅
25	字鷹巣 606 番地	606 番の 2	261.42	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	共同住宅
26	字鷹巣 606 番地	606 番の 3	296.70	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	共同住宅
27	字表ヶ入 1860 番地	1860 番の 5	291.60	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	共同住宅
	合計		12,733.89			

## 《基本財産》

栃木県足利市大沼田町字中根615番外所在の重症心身障害児施設あしかがの森 足利病院 の土地

No.	所在地・地番	面積(㎡)	用途	(地目)	備考
1	字中根 615 番	8,887.62	病院敷	(宅地)	
2	“ 619 番 3	5,301.68	“	( “ )	
3	“ 1933 番 1	2,830.09	“	( “ )	
4	“ 1933 番 2	2,145.94	“	( “ )	
5	字表ヶ入 1860 番	4,696.17	“	( “ )	
6	字猿越路 1890 番	3,639.66	“	( “ )	3,751.53㎡のうち(一部無償貸与(111.87㎡))
7	字表ヶ入 1886 番 1	3,250.30	“	( “ )	3,584.12㎡のうち一部無償貸与(333.82㎡)
8	字鷹巣 606 番 1	2,315.06	“	( “ )	
9	字表ヶ入 1882 番 1	65.79	“	( “ )	
10	字表ヶ入 1882 番 2	1,573.77	“	( “ )	
11	字鷹巣 611 番 1	1,553.84	“	( “ )	
12	字中根 1979 番 2	994.26	“	( “ )	
13	字大坊山 2266 番 1	263.04	“	( “ )	
14	字中根 1981 番 1	198.02	“	( “ )	
15	字大坊山 2266 番 2	148.22	“	( “ )	
16	字猿越路 1896 番 1	2,818.48	“	(山林)	3,025.00㎡のうち一部無償貸与(206.52㎡)
17	字猿越路 1896 番 2	7,395.97	“	( “ )	7,473.00㎡のうち一部無償貸与(77.03㎡)
18	字猿越路 1896 番 4	601.00	“	( “ )	
19	字中根 1947 番 2	870.00	“	( “ )	
20	字中根 1947 番 3	5,957.00	“	( “ )	
21	字中根 1947 番 6	517.00	“	( “ )	
22	字中根 1947 番 8	55.00	“	( “ )	
23	字中根 1947 番 9	592.00	“	( “ )	
24	“ 1934 番 1	362.00	“	( “ )	
25	“ 1934 番 2	7,535.00	“	( “ )	
26	字猿越路 1894 番 1	1,261.32	“	( “ )	1,503.00㎡のうち一部無償貸与(241.68㎡)
27	字猿越路 1894 番 2	2,154.00	“	( “ )	
28	字猿越路 1894 番 4	676.00	“	( “ )	
32	字坂本 1920 番 1	869.00	“	( “ )	
33	字坂本 1920 番 4	2,713.17	“	( “ )	2,759.00㎡のうち一部無償貸与(45.83㎡)
34	字表ヶ入 1869 番 2	350.00	“	( “ )	
35	字坂本 1920 番 3	3,480.00	“	(保安林)	
	合計	76,070.40			